

電子署名法 認定認証事業 電子証明書発行サービス **IRROVE**

◆ 特徴

- 新暗号アルゴリズム (SHA-256及びRSA2048) への対応済み(2014/4/3移行完了)
- 認定認証事業として発行される電子証明書
- 民間利用に特化した認定認証事業
- お申込み手続きを簡素化
申込書と住民票の写しのみで申し込みが可能

◆ 用途

- 電子ファイルへの電子署名
- 電子メールの暗号化

◆ サービス内容

属性情報	・氏名(ローマ字)／電子メールアドレス／属性1(JN)／ 属性2(JNの管理番号)
有効期間	・13ヶ月
発行媒体	・お客様のパソコンで秘密鍵を生成し、電子証明書をダウンロードします。
利用環境	・Windows10 搭載機種でMicrosoft Edgeが必須

※詳細な運用規程は、ホームページにて公開しております。

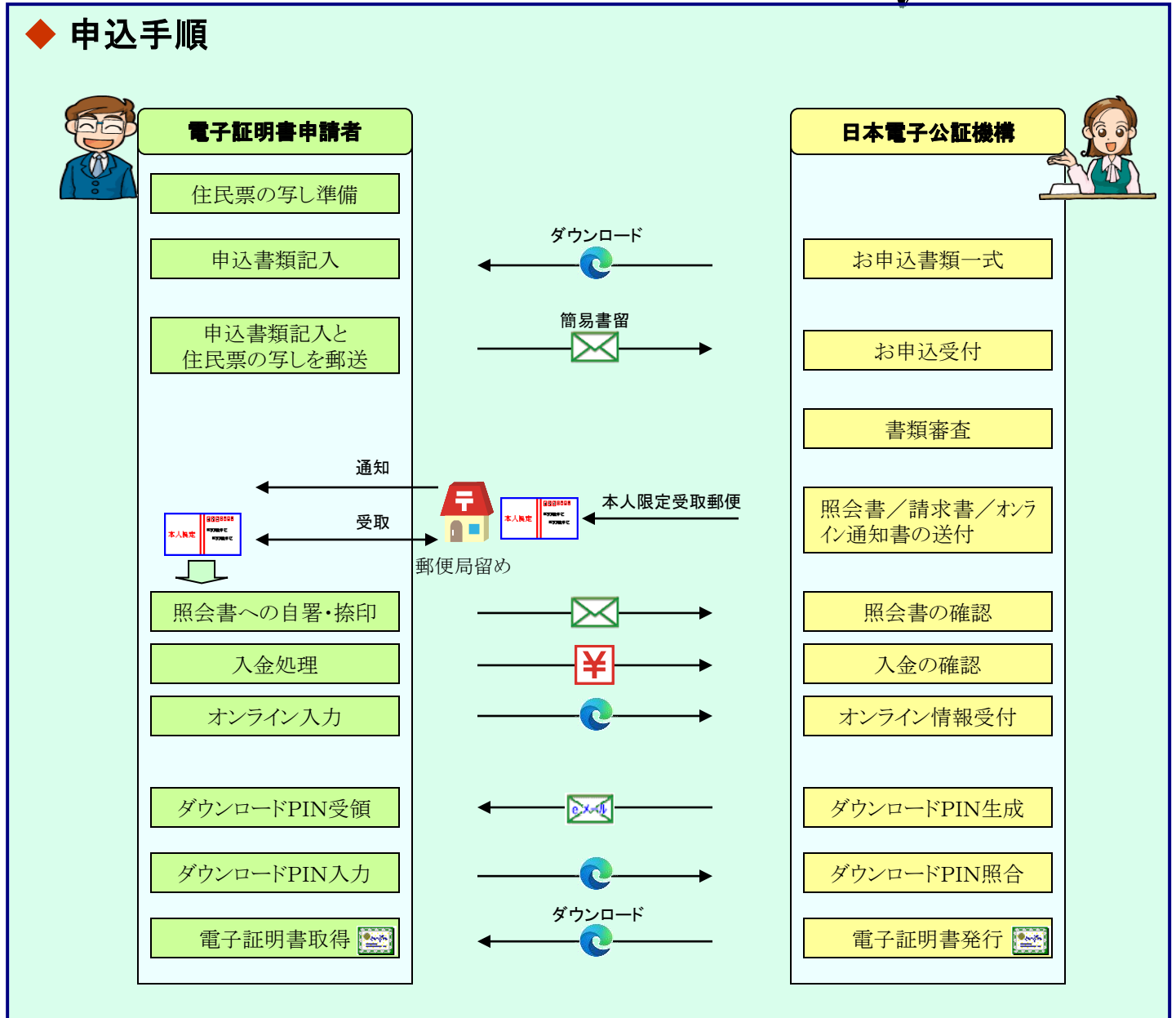
◆ 申込方法

- 個人申込からのお申込み。
- 住民票の写し(発行から3ヶ月以内)を準備し、電子証明書発行申込書に必要事項を記入し、簡易書留郵便で日本電子公証機構へ郵送。
- 電子証明書発行申込書の捺印は、認印可。
※詳細な申込方法は、ホームページにて公開しています。

◆ 電子証明書発行サービス料金

証明書1枚あたり	13ヶ月 : 13,200円 (税込)
----------	---------------------

◆ 申込手順



電子署名法 認定認証事業

平成13年4月1日「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」が施行され、電子署名に押印や自筆署名と同等の法的効果が認められ得るものとなりました。同法は、主務省令により一定の基準を定め、その条件を満たす認証業務を特定認証業務として認定する制度を定めました。iPROVEは、この一定の基準に適合した認定認証事業として、平成13年12月14日に主務大臣(総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣)より認定を受けております。



*「e-Japan戦略II加速化パッケージ」の重点施策の一つとして平成17年4月1日に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」では、国税関係帳簿書類の電子計算機を使用した保存に際して、認定認証事業者の電子証明書を用いた電子署名の適用を定めています。iPROVEは、e-文書法に定められた電子署名の要件を組み入れております。

iPROVE

本件に関する詳しい内容につきましては下記にお問合せ下さい。

株式会社 日本電子公証機構

〒130-0013 墨田区錦糸2丁目14番6号

TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873

URL <http://www.jnotary.com>

E-mail info@jnotary.com



株式会社
日本電子公証機構

Japan Digital Notarization Authority Co.,Ltd.